

旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について

1 改正の目的

令和3年4月1日付け老発0401第14号「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」により、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（以下、「標準指導指針」という。）が改正されたことに伴い、旭川市においてもこれに対応した改正を行った。

2 標準指導指針における主な改正点

(1) 令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し

令和3年度介護報酬改定により、指定特定施設等において、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ等の見直しが行われたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めること。

(2) 書面規制、押印、対面規制の見直し

利便性の向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、政府が推進する押印・書面手続きの見直し方針を踏まえ、本指針に定められている書面等については、電磁的記録で行うことができること、また、書面での説明等については、入居者等の承諾を得たうえで、電磁的方法によって行うことができること。

3 市指導指針における主な改正点

標準指導指針に従い、3(1)(2)について改正を行うとともに、重要事項説明書の様式について、今後、情報公表システムにおいてデータをアップロードできる取扱となることから、標準指針の様式と同様の内容となるよう改正を行った。

また、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会の開催について、これまで「おおむね1月に1回程度開催」することを規定してきたところであるが、国の規定に合わせ、「おおむね6月に1回以上」に改正を行った。

なお、重要事項説明書については、令和3年度介護報酬改定による加算等の改正を反映しないが、標準指導指針（重要事項説明書様式のみ）の改正が再度、行われる予定であることから、標準指導指針改正後には同様の内容となるよう改正を行う。

4 市指導指針新旧対照表（主な改正部分のみ抜粋）

改正後	改正前
目次	目次
1 用語の定義	1 用語の定義
2 基本的事項	2 基本的事項
3 設置者	3 設置者
4 立地条件	4 立地条件

改正後	改正前
<p>5 規模及び構造設備</p> <p>6 既存建築物等の活用の場合等の特例</p> <p>7 職員の配置，研修及び衛生管理</p> <p>8 有料老人ホーム事業の運営</p> <p>9 サービス等</p> <p>10 事業収支計画</p> <p>11 利用料等</p> <p>12 契約内容等</p> <p>13 情報開示</p> <p><u>14 電磁的記録等</u></p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 職員の配置，研修及び衛生管理<u>等</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の研修</p> <p><u>ア</u> 職員に対しては，採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に，生活相談員及び直接処遇職員については，高齢者の心身の特性，実施するサービスのあり方及び内容，介護に関する知識及び技術，作業手順等について研修を行うこと。</p> <p><u>イ</u> <u>介護に直接携わる職員（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。ただし，新たに採用した従業者に対する当該義務付けの適用については，採用後1年間の猶予期間を設けることとし，採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。</u></p> <p>(3) 職員の衛生管理<u>等</u></p>	<p>5 規模及び構造設備</p> <p>6 既存建築物等の活用の場合等の特例</p> <p>7 職員の配置，研修及び衛生管理</p> <p>8 有料老人ホーム事業の運営</p> <p>9 サービス等</p> <p>10 事業収支計画</p> <p>11 利用料等</p> <p>12 契約内容等</p> <p>13 情報開示</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 職員の配置，研修及び衛生管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の研修</p> <p>職員に対しては，採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に，生活相談員及び直接処遇職員については，高齢者の心身の特性，実施するサービスのあり方及び内容，介護に関する知識及び技術，作業手順等について研修を行うこと。</p> <p>(3) 職員の衛生管理</p>

改正後	改正前
<p><u>ア</u> 職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うとともに、就業中の衛生管理について十分な点検を行うこと。</p> <p><u>イ</u> <u>適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じることが望ましい。</u></p> <p>8 有料老人ホーム事業の運営</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 個人情報の取り扱い</p> <p>(2)の名簿及び(3)の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス(平成29年4月14日・厚生労働省)」を遵守すること。</p> <p><u>(5) 業務継続計画の策定等</u></p> <p><u>ア</u> <u>感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、</u></p>	<p>職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うとともに、就業中の衛生管理について十分な点検を行うこと。</p> <p>8 有料老人ホーム事業の運営</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 個人情報の取り扱い</p> <p>(2)の名簿及び(3)の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日・厚生労働省)」を遵守すること。</p>

改正後	改正前
<p><u>当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること。</u></p> <p><u>イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</u></p> <p><u>ウ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(6) 非常災害対策</u></p> <p><u>ア 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。</u></p> <p><u>イ アに規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p><u>(7) 衛生管理等</u></p> <p><u>感染症若しくは食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。</u></p> <p><u>ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するととも</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>に、その結果について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。</u></p> <p><u>イ 感染症及び食中毒のまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。</u></p> <p><u>エ 上記に掲げるもののほか、社会福祉施設に準じた対応を行うこと。</u></p> <p><u>(8) 緊急時の対応</u></p> <p><u>(5)から(7)に掲げるもののほか、事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう必要な設備を設けるとともに、具体的な計画を立て、関係機関への通報及び連絡体制を整備し、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。なお、当該計画の策定や訓練の実施にあたっては、(5)から(7)に定める計画や訓練と併せて実施することとして差し支えない。</u></p> <p><u>(9) 自然災害発生時の協力</u></p> <p>震災、風水害等が発生した場合において、災害の状況により市長から協力を求められたときは、被災者支援のための職員の派遣、被災者の一時的な受入れ等について配慮するよう努めること。</p>	<p>(5) 緊急時の対応</p> <p>事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう必要な設備を設けるとともに、具体的な計画を立て、関係機関への通報及び連絡体制を整備し、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。</p> <p>(6) 自然災害発生時の協力</p> <p>震災、風水害等が発生した場合において、災害の状況により市長から協力を求められたときは、被災者支援のための職員の派遣、被災者の一時的な受入れ等について配慮するよう努めること。</p> <p><u>(7) 感染症対策等</u></p> <p><u>感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。</u></p> <p><u>ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的開催するとともに、その結果について、介護職員等の職員に周知徹底を図ること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(10)～(11) (略)</p> <p>(12) 運営懇談会の設置等 有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>9 サービス等 (1) 設置者は、入居者に対して、契約内容に基づき、次に掲げるサービス等を自ら提供する場合にあっては、それぞれ、その心身の状況に応じた適切なサービスを提供すること。 ア～エ (略) オ 安否確認又は状況把握</p>	<p><u>イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>エ 上記に掲げるもののほか、社会福祉施設に準じた対応を行うこと。</u></p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>(10) 運営懇談会の設置等 有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>9 サービス等 (1) 設置者は、入居者に対して、契約内容に基づき、次に掲げるサービス等を自ら提供する場合にあっては、それぞれ、その心身の状況に応じた適切なサービスを提供すること。 ア～エ (略) オ 安否確認又は状況把握</p>

改正後	改正前
<p><u>入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等その他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施すること。</u></p> <p><u>安否確認等の実施にあたっては、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとすること。</u></p> <p>カ～コ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。</p> <p>ア 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。</p> <p><u>イ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>ウ 虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>エ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>オ イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>カ <u>その他</u>同法第20条の規定に基づき、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じ</p>	<p><u>入居者の安否確認又は状況把握については、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとすること。</u></p> <p>カ～コ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。</p> <p>ア 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。</p> <p>イ 同法第20条の規定に基づき、<u>研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>なければならない。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>
10～11 (略)	10～11 (略)
<p>12 契約内容等</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 事故発生の防止の対応</p> <p>有料老人ホームにおける事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること。</p> <p>ア 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。</p> <p>ウ 事故発生の防止のための委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>エ アからウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>12 契約内容等</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 事故発生の防止の対応</p> <p>有料老人ホームにおける事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること。</p> <p>ア 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。</p> <p>ウ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p>
13 (略)	13 (略)
14 <u>電磁的記録等</u>	

改正後	改正前
<p>(1) <u>作成，保存その他これらに類するもののうち，この指導指針の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（(2)に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁器的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>(2) <u>交付，説明，同意，承諾その他これらに類するもの（以下，「交付等」という。）のうち，この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁器的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>（適用期日）</u></p> <p><u>1 この指針は，令和3年7月1日（以下「適用日」という。）から適用する。</u> <u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 適用日から令和6年3月31日までの間における改正後の旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「改正後の指針」という。）7(2)イ及び8(7)の規定の適用については，これらの規定中「講じること」とあるのは，「講じるように努めること」とし，改正後の指針8(5)の適用については，これらの規定中「講じること」とあるのは「講じるように努めること」と，「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とし，改正後の指針9(4)イからオの規定の適用</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>については、「図ること」とあるのは「図るよう努めること」と、「整備すること」とあるのは「整備するよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「置くこと」とあるのは「置くように努めること」とする。</u></p> <p><u>3 適用日から令和3年9月30日までの間における改正後の指針12(8)の規定の適用については、「次の措置を講じること」とあるのは、「次のアからウに定める措置を講じるとともに、次のエに定める措置を講じるよう努めること」とする。</u></p>	

5 改正指針の適用日

令和3年7月1日とする。